

〈特集論文〉

文部省直轄学校関係者の活動

——第三高等中学校教員出張記録からみえるもの——

鄭 賢珠

はじめに

一. 上京

(一) 学校長の上京

(二) 教頭の定期上京

二. 学校視察

(一) 学校長の学校視察

(二) 教頭による尋常中学校視察

(三) 教授の学校視察

おわりに

はじめに

一八八〇年代に帝国大学で象徴される高等教育機関の統合が行われるなかで、一八八六年四月「中学校令」発布によって全国を五区にわけて区ごとに一ヶ所の高等中学校を設置すること

が決まった。これに基づいて、東京大学予備門が第一高等中学校、大阪の大学分校が第三高等中学校へ改編され、第二、第四、第五高等中学校の設置が進められる。さらに、「諸学校通則」一条に従って県立山口中学校が山口高等中学校へ（一八八六年一月）、鹿児島県立中学造土館が鹿児島高等中学造土館へ（一八八七年二月）と改造される。地域、経費などが一律ではないものの、同じレベルの教育が求められる文部省直轄学校が誕生したのである。

本稿で分析対象としている第三高等中学校教員に関連する主な資料は、京都大学文書館所蔵の『第三高等学校資料』である。この資料群は、他の高等中学校資料よりも年次資料が多いという特徴をもっている。この資料をもとに、『神陵史…第三高等学校八十年史』（神陵史編集委員会、一九八〇年）『史料神陵史—舎密局から三高まで—』（神陵史資料研究会編、一

九九四年)などの学校史が発行される一方で、地域や経費問題が絡んでいる学校の創設過程①、入試などを通して尋常中学校との聯絡問題(設置区域問題)②、責任者である校長・教頭の教育理念や寮、校友会などの分析を通して学校文化③についての研究も行われている。

ところが、高等中学校の校長・教頭が持つ文部省における位置づけや活動が考察されたことはない。このような研究状況には、『文部省年報』や教育雑誌の彼らの活動に対する記述方式・内容にはばらつきがあり、活動の実態を考察するには、限界が多いことにも一因がある。本稿は、学校長を対象とすることで、学校長の制度化されていない文部行政における権限や裁量が学校政策、教育行政の両面にどのような影響を与えたのか検討する。さらに、学校長のみならず、教頭や教授を分析することで、当時の学校業務の実態、高等中学校と区域内尋常中学校との関係(接続)を明らかにする。

第三高等中学校教員の出張記録をもとに、出張目的、場所を分析すると大きく三つに分類することができる。①文部省への校務報告、高等中学校長会、教頭会議などの上京、②他学校の実況視察、③学校内校務のための視察(移転、医学部、修学旅行④)である。③に関してはすでに学校史の中でも詳細に記述され、研究分析も行われているものの、①②は簡単な言及にとどまっている。本稿では、①②を中心に会議記録、復

命書などの現存資料を紹介するとともに、出張先、期間、目的などを分析する。この作業を通して、校長会、教頭会議、学校視察など学校長・教頭・教授の学校外活動の意味を考察する。

一・上京

(一) 学校長の上京

各年度の『第三高等中学校年報』⑤によれば、上京のために学校長が出張した期間は【表1】の通りである。

【表1】 第三高等中学校長上京期間

1886年	5月9日～6月4日
1887年	3月30日～4月20日、6月7日～9月23日、11月24日～1888年2月24日
1888年	5月15日～9月17日、12月22日～1889年2月28日
1889年	4月21日～6月21日、12月5日～1890年2月28日
1890年	5月16日～7月4日、12月25日～1891年2月6日
1891年	5月24日～6月27日
1892年	5月6日～6月28日
1893年	6月16日～7月6日、10月18日～28日
1894年	1月25日～2月3日、4月18日～6月10日、7月19日～8月6日

第三高等中学校長の交代（一八八七年四月二日）とも関係なく、上京は定期的に行われている。そして、年報の中でも定期上京、臨時上京という用語が出ているように、文部本省からの諮詢などによって臨時的な上京が行われることもあった。

定期上京の場合、通常五月に行われるが、一八七九年五月一日に定められた「大坂専門学校事務章程」の中に「定期外上京スル事」（上款八項）、「定期（五月一日ヲ着京ノ期日ト定ム）上京スル事」（下款一二項）^⑥と規定されているように、高等中学校以前から続いていた。

この上京には、助教諭あるいは書記一名などが同行しており、時には医学部長菅之芳、会計主任辻範長、医学部会計主任竹内兼元も同行している。医学部長、会計関係職員との同行は文部省の要請によるものであった^⑦。

一度の上京にかかる日数は、短いものが一〇日前後、長いものは一〇〇日前後で、年度によっては半年ほど学校長が不在のこともある。一八八七年四月二日学校長を兼任するようになった折田彦市は、文部省参事官で学務局長浜尾新^⑧の不在中代理（一八八六年九月二七日〜一八八七年五月二日）をし、代理を免じられてからも文部省参事官として文部行政に直接携わっていた（一八九〇年六月二日第三高等中学校長が本職になっても文部省参事官を兼任する）。このため、他の学校長よりも長期間にわたって東京で滞在し、学校業務以外の教育行政

業務にかかわった可能性もある。管見では地方所在他学校の年報類がみあたらないため、比較することができないものの、とも一八八八年五月一日に上京した医学部長菅之芳が帰路の途中で第一、第二高等中学校医学部を視察して帰任したのが六月二日だったことに比べ、折田は九月一七日に帰京することからもその一面が窺える。

それでは上京した学校長はどのような活動を行ったのだろうか。主な出張目的は、学校長会議への参加にあつたと思われる断片的な史料であるが、現在確認できる校長会議内容についての記録は、一八八七年から一八九〇年まで、一八九四年のものである。ここで、少し長くなるが、これらの史料を紹介しつつ、校長会の開催から上申までの一連過程を確認しながら、校長会の内容を考察する。

一八八七年九月一三日、文部省総務局長辻新次から折田学校長へ通達があり、各高等中学校、医学部のことについて「文部大臣ヨリ訓示可相成次第有之、来十一月中各高等中学校長ヲ東京へ召集」^⑨することになったため、一一月三〇日まで出京するようにという内容だった。これに応じて折田は、一一月二四日から翌年の二月二四日まで上京している。この会議には、第一高等中学校長古荘嘉門、第二高等中学校長吉村寅太郎、第三高等中学校長折田彦市、第四高等中学校長相田盛文、第五高等中学校長野村彦四郎が会合・協議しており、医学部に関して

【表2】 文部省に採納してほしい件

項目	内容
(1)本科	第一高等中学校ニハ法医工文学ノ志望生ニ課スル五科ヲ置カレ 第二第三第四第五高等中学校ニハ廿一年度ノ経費額ヲ標準トシテ 各校ノ耐ル限リハ法医工文学ノ志望生ニ課スル四科ヲ適宜設 置セシメラルヘキ事 但其科ニ対シ志望生ノ人員僅少ナルトキハ 各校便宜其科ヲ欠カスヘキ事
(2)分科(医 科を除く)	第三高等中学校ニ法科分科ヲ創設セラルヘキ事 但第一第二第四第五高等中学校ノ分科ハ追テ設定ノ事
(3)別科	第二第三第四第五高等中学校ハ各校ノ状況ニヨリ今回予備別科生 徒ヲ募集セシメラルヘキ事 該生徒ハ尋常中学校第二級若クハ尋常中学校第二級及同第一 年級ノ学科程度ニヨリ授業セシメラルヘキ事
(4)学年学期	学年学期ハ文部省ニ於テ各高等中学校ヨリ帝国大学分科大学ニ転 入スルノ便利ヲ主トシテ考案セラレ各高等中学校一様ニ規定セラ ルヘキ事
(5)卒業証書	卒業証書ハ予科本科及分科ノ三種トシ其紙質及書式等ハ文部省ニ 於テ各高等中学校一様ニ之ヲ制定セラルヘキ事 但右料紙ハ各高等中学校経費ノ中ヲ以テ購入スヘシ
(6)兵式体操 科	兵式体操科ハ各校適宜予科第三級ヨリ課セシメラルヘキ事 但普通体操科ヲモ適宜課スヘキ事
(7)唱歌科	唱歌科ハ各校便宜隨意科トシテ定時間ノ外之ヲ教授スルヲ得セシ メラルヘキ事
(8)罰則	罰名ハ文部省ニ於テ各高等中学校一様ニ定メラルヘキ事 但其名称ハ可成世間普通ノモノ即戒飭又ハ戒諭禁止禁出除名及放 校等ノ如キ文字ヲ採用セラレ度キ事
(9)医学部生 徒入学	今回募集スヘキ医学部生徒ハ先設置区域内各府県立医学部本科生 徒ヨリ入学セシメラルヘキ事 該生徒ハ試験ヲ須ヒス入学セシメ漸次本級ヲ定ムヘキ事 該生徒ハ多少定員ニ超過セルモ實際差支ナキ限リハ入学セシメラ ルヘキ事
(10)医学部 生徒授業料	医学部生徒授業料額ハ一学年金式拾円ト定メラルヘキ事
(11)医学部 卒業試験	医学部卒業試験規則ハ別紙草案ノ如ク各校一様ニ定メラルヘキ事
(12)医学部 卒業生徒	医学部卒業生ニシテ開業免許状授与セラルヘキ者ハ其校医学得業 士又ハ医学得業生等ノ称号ヲ附シテ他ノ開業医等ト判然区別シ易 カラシメラルヘキ事 但此件ハ可成速ニ御裁定相成度キ事
(13)設置区 域内外の生 徒取扱方	授業料額ノ該校設置区域内外ノ生徒共之ヲ別異セシメラレサル事 各高等中学校ニ汎ク設置セラルル学科ノ入学試験ニ際シ若シ及第 者募集定員ニ超過スルコトアルトキハ先設置区域内ノ生徒ヨリ採 リテ次ニ他区域ノ生徒ニ及ハシメラルヘキ事

は、医学学校取調委員と出京中の千葉、岡山、石川の医学校長も列席して協議に加わった。詳しい日程は明らかでないが、二月一日三日三宅秀医学学校取調委員が欧州の医学教育に関する演説を行っている。医学教育が他の教育に比べて民俗、習慣によってその程度や教育方法が異なることを指摘した上で、「今日ハ諸君ニ於テ医学部生徒卒業試験ノコトヲ協議」するから、その

参考になる事柄、すなわち「学科程度、試験課目、試験方法」について話をするとし、ドイツなど欧州の医学教育について紹介している(10)。
なお、この場で協議した内容は、文部省で採納してほしい三件(【表2】)と各学校が履行すべき三件(【表3】)に纏められ、二月二十七日上申されている(11)。

【表3】 各高等学校が履行する件

項目	内容
(1)予科	予科ノ入学試験ハ其第三級ニ入ラントスルモノノ為ニハ尋常中学校第二年ノ学科及程度ニ 抛リテ施行スヘキ事 但当分唱歌科ノミヲ欠ク事
(2)別科	予備別科ヲ置ク場合ニ於テ其入学試験ハ予備別科第二年級ハ尋常中学校第一年級ノ学科 (唱歌科ヲ欠ク) 及程度ニヨリ予備別科第一年級ハ左ノ学科及程度ニ抛リテ施行スヘシ 修身 読書 漢字交リ文 英語 綴字読方及訳解習字書取及会話 地理歴史 日本及万国地理ノ概要伝記体ノ談 算術 単比例迄 博物 初歩 習字 楷行草 図画 初歩 体操 普通体操
(3)生徒医学部生徒を除く 募集方法	生徒募集ノコトハ各校其設置区域内ノ府県庁ニ通知スヘク其言報又ハ各新聞紙ニ広告スル ハ各校ノ便宜タルヘキ事 該生徒入学試験ハ各校ニ於テ施行スルノ外便宜其校設置区域内ノ各府県庁(該校所在地ノ 府県庁ヲ除ク) ニ之ヲ委託スルヲ得ヘシ 但此場合ニ於テハ其問題及施行日時ハ本校及府県庁共必同一ナルヘキ事 予備別科募集ノ広告文中ニハ予科入学生徒少数ニシテ欠員多キカ為メ一時臨機ノ処分ニ出 ツルノ意ヲ明ニスヘキ事
(4)試験	入学試験及学年試験共其施行済ノ上各校互ニ其問題ヲ交換シ参考ニ資スヘキ事 試験規則ノ要領ハ次年ノ集会ヲ俟テ之ヲ協議スヘキ事
(5)医学部新募生徒	今回府県立医学校ヨリ転入セシムヘキ生徒ノ卒業期ハ凡ソ一ヶ年延長セシムヘキ事 但乙 種医学校ノ本科生亦同シ
(6)医学部生徒入学試験料	医学部生徒入学試験料ヲ徴収スルト否トハ当分各校ノ便宜タルヘキ事
(7)医学部授業時間	医学部授業時間ハ大要別紙乙丙号二葉ニ抛ルヘキ事
(8)医学部生徒服制	医学部生徒服制ハ各校之ヲ設クヘキ事
(9)医学部学年及学期試験	医学部学年試験及学期試験ハ大要高等学校本部ノ成規ニ準シ施行スヘキ事
(10)医学部卒業試験採点 方	医学部卒業試験ニ於テハ組織学裁判医学衛生学婦人科学産科学等ノ採点方ハ厳酷ニ失セ サル様特ニ注意ヲ加フヘキ事
(11)医学部教員	医学部教員ノ総数拾五人内外ヲ準トスヘキ事
(12)医学部助教員採用	医学部ニ於テ生理解剖等ノ如キ学科ノ請持教員ニハ必スシモ医学士ニアラサルモ可成其実 地ニ習熟シタルモノヲ撰ミテ助教員ニ採用スルヲ務ムヘキ事
(13)生徒転校の節の取扱方	甲学校ノ生徒乙学校ニ転校ヲ望モノアルトキハ左ノ通取計ヘキ事 甲学校長ハ転校ヲ要スル理由ヲ糾シ事情不得止ト認ムルトキハ其生徒ノ姓名族籍及学校等 ヲ詳記シテ乙学校長ニ照会スヘク乙学校長ハ同学級ニ欠員アルトキハ試験ヲ須キス其入学 ヲ承諾スヘキ事 但入学ノ上其学力ノ優劣ニヨリテ臨時変級セシムルコトアルヘシ

医学部に関する入学、授業料、卒業試験規則、卒業生の称号について議論され、甲案「高等中学校医学部卒業試験規則」

(九条で構成)、乙案「高等中学校医学部学科程度」、丙案「高等中学校医学部学科授業課目及时数」も添付されていた。

(二)で注目したいのは、本科、予科、別科の課程、教科、罰則、学期、卒業証書、入学生採択などにおいても、「二様二定メラルヘキ事」というように、高等中学校間共通する学校づくりを図った姿勢がよみとれることである。各学校が履行する件を定めたのもその姿勢の一環とみられる。

半年後の一八八八年五月二日から六月四日まで開かれた校長会議にも第一く第五高等中学校長、山口高等中学校長代理として教頭の矢田部梅吉、鹿兒島高等中学造士館長島津珍彦は勿論医学部に関する協議のために各高等中学校医学部長、医学校取調委員が臨席していた。文部省からも森有礼文部大臣の他に、辻新次文部次官、浜尾新専門学務局長も臨席したとされる⁽¹²⁾。

この場で森文部大臣は、高等中学校の学科及同校医学部の病院に関する意見を聴取するために召集したとして、それに関連する意見・疑問を述べた。

高等中学校の学科に関する件は、主に三部制へ変更すること内容を定めるものである。立案に第一高等中学校長がかかわり、さらに帝国大学、第一高等中学校職員数名を集めて修正したとされる学科表案を交付した⁽¹³⁾。学校長らは六月五日にその

協議内容を「第五高等中学校医学部及其病院の位地の件、病院構造の件、病室容積の件、教員員数の件、医学部入学試験科目の件、付属病院組織の件及解剖実習に供する屍体を得る方法の件、医学部卒業生に得業士の称号を与ふるの件、医術開業試験の件、赤十字社に関する件、教頭会議の件、卒業証書様式の件、高等中学校本科学科改正の件、病院組織の儀に付奉答、解剖実習用屍体を得るの方法に付奉答、高等中学校医学部卒業生称号の事⁽¹⁴⁾」という項目にわけて上申する。

卒業証書様式に関しては専門学務局がだした原案に同意し、森文部大臣がしばらく説明をした高等中学校本科学科改正に関しても大臣が下付した原案に同意を表明する内容であった。その後も、校長会が毎年定期的に行われたことは新聞などによって確認することができる⁽¹⁵⁾。

以上、校長会でのようなことが議題になっていたのかを考察してみた。議題は文部大臣や専門学務局長が諮詢したものもあったが、それ以外のもの(医学部卒業生に得業士の称号を与える件、教頭会議の件など)も含まれている。学校規則改正に関しても学校側が校長会議にかける⁽¹⁶⁾ことを念頭においているなど、高等中学校の根幹をなす制度的な枠組みが校長会の場を中心に学校長参画によって決められていたと思われる。しかし、校長会の場で、学校の大枠が決められ、各学校との調整・合意が行われていたものの、具体的に教科内容など具体的な事

項に關しての議論は行われていない。

学校長らは校長会の意味をどこにおいていたのだろうか。一八八八年五月三〇日各学校長が森有礼文部大臣に提出した上申文には次のような記述がある。長文であるが、資料紹介をかねて全文を収録する。

小官等、命を奉し任にある所の各高等中学校は、位地各其所を異にし、經費の出途或は同しからず。而本科を置くの數亦多少のありと雖も、其教養の目的は均く中学校令第一条に拠り、其学科程度は同く明治十九年文部省令第十五号従ひたるものにして、各校筆も異なる所なしとす。故に各校は常に氣脈を通して合同一体となり、利害相質し短長相補ひ以て確乎たる高等普通教育の基礎を建立せんことを勉めざる可らず。殊に今や各校或は改制、或は新設爾来日尚淺く、事多くは創始に属するを以て其施設する所のこと、善悪良否に拘らず、概皆他日の事例となるへきか故に、尤慎重を加へ互に諮詢協議して善良なる模範を構成せざる可らざるの秋なりとす。抑各校の大体上に関しては毎年小官等定期の会合あり、又医学部一切の事に関しては既に客年医学部長の候補者を召集せられ、今年亦医学部長の会同ありて、互に諮詢協議し、其公準する所少なからず候得共要するに甲の会同は学校の大体に關し、乙の会同は医学部のみに限られたるものにして、各本校教授上の事、即教科課程の適合、授業方法の利弊等に關しては、未だ之を諮詢協議するの機会を得ず、甚

遺憾の全に存候、就きては本年夏期休業中を期し、各高等中学校の教頭を召集して、本省中に合同せしめられ以て、教授上の事に關し諮詢協議せしめられ候様致度、此段上申候也（一）

学校長らは高等中学校が土地、經費、本科數の違いはあつても、常に「氣脈を通して合同一体」して、「利害相質し短長相補ひ以て確乎たる高等普通教育の基礎を建立」するということ同じ目的をもつものであるとしながら、創設のこの時点で慎重に諮詢協議を行うことが重要であると強調する。この点を確認した後、校長の定期会同が「学校の大体」、医学部長会議が医学部のみに限られているとしながら、教授上の教科課程、授業方法の具体的な諮詢、協議のために教頭を召集することを建言している。

(二) 教頭の定期上京

前項でみたように、一八八八年五月下旬から六月初めまでの校長会で議論された教頭会議は、六月五日校長会が提出した上申書にも「教頭会議の件」という項目、「各高等中学校教頭ヲ本年夏期休業中文部省ニ召集セラレ、教授上ノコトニ付諮詢協議セシメラレ度キ事」という内容で収録されている（一）。

なぜ、学校長らは教授上の諮詢のために教頭を推薦したのだろうか。まず、教頭の役割について検討する必要がある。第三

高等中学校事務規則によれば教頭の役割は次の通りである。

第一条 教頭ハ学校長ノ旨ヲ承ケ左ノ事務ヲ管理ス

- 一、教員授業法ノ良否得失ヲ監察スル事
- 一、教科書及参考書ノ選択ニ関スル事
- 一、各教室秩序ノ整否ヲ監視スル事
- 一、教員ノ学科受持ニ関スル事
- 一、教室ノ位置広狭便否ヲ考査スル事
- 一、入学試験ノ科目ニ関スル事
- 一、生徒ノ試験及昇級降級ニ関スル事^(一)

学校長の指示を受けて事務を管理するという前提であるものの、その事務の内容は、学生を入学させる時の試験科目、入学後の試験や進級、教科書などの選択という教員としての権限だけでなく、「教員の授業法の監察」という校内管理職としての内容も含まれている。

第三高等中学校に教頭が任命されるのは、創設から一年が過ぎた一八八七年四月のことであり、教頭職が一八九〇年一〇月一五日には廃止される(勅令二三三号、文部省直轄諸学校官制改正)ため松井直吉⁽²⁾は、唯一の第三高等中学校教頭として記録されるようになる。

松井は、帝国大学工科大学教授から第三高等中学校に転任し

てきて教頭という役職の傍ら、一八八七年には英語を、八八八年には英語、地質、鉱物、化学を受け持っている。授業をもっているその分野の専門家が教頭の役職についたことが学校長と最も違うところである。

文部省は学校長等の要請を受け入れ、上記の上申書が出された数日後の六月九日教頭会議のための教頭召集を連達している。文部省総務局長辻新次から第三高等中学校長折田彦市宛の連達内容は次のようなものであった。

今般⁽³⁾高等中学校長ヨリ申出之趣モ有之、校務上ノ事ニ関シ諮詢協議ノ為メ、各高等中学校教頭若クハ首任教諭ヲ招集候ニ付、来七月十日着京ノ見込ヲ以テ、貴校教頭⁽⁴⁾ヨリ出京セシメラレ度此段及御連達候也⁽⁵⁾

文部省側は七月一〇日東京到着を連達していたが、松井教頭が出張したのは七月一日から八月六日までである。これは、夏期休業(七月一日から九月一〇日まで)時期との関連で伸びたと思われる。授業を担当していない管理職の学校長や書記などと違って、教頭は教諭が兼任するために夏期休業にあわせて上京したのである。日程の詳細は明らかになっていないものの、七月二五日に「六高等中学校教頭協議上申書」が提出されている。

【表4】 六高等学校教頭協議上申書の内容

項目	内容
改正学科	<p>今般学科改正ノ御趣旨ニ基キ協議ヲ遂候処其大体ニ於テハ各学科教授ノ程度等ニ関シ概ネ其要ヲ得候得共第一部ノ生徒ニ数学及ヒ理学ヲ課スルノ件ニ至リテハ未タ實際ノ経験モ之レ無キニ付其程度細目等ヲ定メント固ヨリ容易ナラス之レカ実施ハ随テ困難ナルコトト予想致候一普通ノ数学物理学ノ既ニ予科ニ於テ学修シタルコトナレハ寧ロ後來ノ目的ニ必要ナル他ノ学科ノ時間ヲ増加スル方可能トノ説モ有之候若シ改正ノ目的ニシテ更ニ高尚ナル数学物理学ノ思想ヲ得セシメントスルニアルカ其学科ノ數夥多ニシテ各学科ノ時間僅少ナルヲ以テ授業スヘキ事項ノ選択極メテ困難ナリトス故ニ該学科ノ目的ノ唯高尚ナル数学物理学ノ一斑ヲ知ラシムルニ在リトシ数学ニ於テハ解析幾何蓋然算等ヲ講述シ物理、化学、地質及鉱物等ニ於テモ亦略之レニ準ル議ニ之レ有リ候然レトモ是唯試ミノ為メ施行スルコトニエ次学年ニ於テ多少ノ経験ヲ積ミ次回ノ教頭會議ヲ待テ更ニ協議ヲ遂クルコト有ルヘキニ一決致候</p>
文部大臣演述 学科教授法	<p>嘗テ文部大臣カ大日本教育会ノ総集會ニ於テ演述セラレタル学科教授法ノ件ニ関シテハ小官等モ諸学科相互ノ扶助俾進ヲ得シコト最モ必要ト存セラレ候得共其実施ノ方法ニ至リテハ未タ十分ノ考案ヲ得ス因テ向後一層教授上相互ノ關係ヲ密ニ成ルヘク心腦ヲ集メテ互ニ扶合ヒナカラ進ルヤウ致度考ニ之レアリ尤モ教員會議ニ於テ尚十分ノ考案ヲ尽シ実施ノ方法ヲ考究スル外指シ向キ良案之レ無ト存候</p>
学科細目	<p>改正ノ学科及ヒ時間ニ該当スル課程及ヒ來学年実地施行スヘキ折中ノ課程ハ共ニ第一高等学校ノ立案ニ基キ之ヲ議シセリ右ハ別ニ各学校ヨリ伺出決裁ヲ仰ク筈ニ有之候</p> <p>浜尾専門学務局長ノ提出セラレタル精密ナル教科細目ヲ作ノ件ハ普通教育ニハ極メテ要用ノ事項ナレトモ専門教育ニハ必スシモ適當ト云フヘカラス今高等学校本科ハ普通専門ノ中間ニ位シ其教員ハ各自一家ノ見識ヲ有スル者ナルハ学校ニ於テハ唯教授大体ノ方針ヲ示シ余ハ之ヲ教員各自ノ意ニシテ可ナラシ若シ然ラスシテ細目ノ目ヲ設ケ必ス之ニ依ラシメントスルトキハ反テ各教員固有ノ妙処ヲ障礙シ教授ノ精神ヲ失フノ憂アリト存シ候 予科及補充科ノ細目ハ各教頭兼任ノ上教員ト協議シ來年ノ教頭會議ヲ期シテ提出スヘシ尤モ本科ト雖モ学科ニ依リテハ細目ヲ作ルコトアルヘシ</p>
競争試業	<p>兼テ難波氏提出ノ競争試業ノ義ハ各教頭ノ同意ヲ得タリ其細目ハ難波氏更ニ之ヲ起草シ來年ノ教頭會議ニ於テ協議スル事</p>
巡視	<p>各高等学校經費ノ許ス限ハ教頭或ハ教員ヲシテ一年凡ソ一回宛互ニ巡視セシメ度事</p>
体格検査	<p>入学試業ノ節体格検査ヲ厳密ニシ到底修学ニ堪ヘサル如キ者ヲ入学セシメサル様注意スヘキ事</p>
入学試業学科	<p>入学試業学科々目及採点法ハ第一高等学校ノ細目ニ準シテ施行スル事</p>
科目	<p>高等学校校所在外ノ府県ニ依頼シテ施行スル入学試業ノ口頭問題ニ係ル分ハ之ニ易フヘキ筆頭問題ヲ以テスルコト尤モ体操ハ採点共ニ府県庁ニ依頼スル事</p>
学年評点表	<p>經費ノ許ス限リハ之ヲ出版シ父兄若クハ証人ヘ送付スル事</p>

この上申書によると、第一高等中学校教頭 村岡範為、第二高等中学校教頭 難波正、第三高等中学校教頭 松井直吉、第四高等中学校教頭 飯森挺造、第五高等中学校教頭 西村貞山口高等中学校教頭代理校長 河内信明が参加した。

「六高等中学校教頭協議上申書」は【表4】のような項目で纏められている²²⁾。

学科改正について校長会では文部省原案に同意²³⁾したにもかかわらず、教頭会議ではさらに詳しく第一部生徒(法科・分科専修者)に数学・理学を課することについて矛盾が述べられ、次回の教頭会議で再び協議する必要があるとするなど、学科、教授法、試験方法などが具体的に議論されている。松井は翌年の七月一五日から八月五日まで上京していることから教頭会議が一回で終わるものでなく、定期的な議論の場として考えられていたことが窺える。

以上、第三高等中学校長、教頭が上京(特に文部省)して、校長会、教頭会議に参加しながら高等中学校同士の議論、協議を行っていたことを考察した。校長会と教頭会議の役割は違っていたものの、高等中学校制度の基礎作りがその場を通して行われていたことを再度確認しておく。次に、学校視察はどのような意図で、どのような頻度で行われていたのかをみよう。

二・学校視察

この時期、文部省からは学事巡視を専担する視学官、文部大臣、文部官僚などによつて頻繁に学校視察が行われている。視察の内容は、『文部省年報』の地方視学欄にも上申書の一部が収録されている。ところが、直轄学校の学校長、教授による視察の内容と目的はまた不明なままである。

(一) 学校長の学校視察

第三高等中学校から他の学校への視察を行ったのは、中島永元校長が初めてである。前身校の大坂中学校時代に折田彦市校長によつて定期上京時に沿道県下諸学校への視察が行われたこともあるが²⁴⁾、高等中学校が創設され、設置区域が定められてからの視察は一八八七年二月から三月に行われたのが初めてである。中島校長は一八八七年には天皇臨幸のための準備をするなか、二月から三月に区域内(一八八六年一月設置区域が決定)の尋常中学校の実況視察を行った。これに先立つて一月二六日学校長から文部次官辻新次宛に「第三高等中学校区内ノ各府県尋常中学校巡視之儀ニ付御上申案」が出された。「右は過般文部大臣よりの御訓示に依り御巡視可相成」とされているように、区域内の尋常中学校への巡視は文部大臣の訓示による

ものであった⁵⁵⁾。

その視察スケジュールは【表5】からもわかるような過密なものであった。

【表5】 中島永元校長の尋常中学校視察

(助教諭山崎旨重随行 『明治二十年文部省同並届類原稿』より作成)

2月18日	京都府尋常中学校視察
2月23日～2月25日	和歌山尋常中学校実況視察
3月6日～8日	徳島県出張
3月10日～16日	大阪府下郡山、滋賀、岐阜、三重へ出張
3月21日～27日	岡山、広島へ出張

区域内全ての尋常中学校を視察したわけではないが、区内で大規模の尋常中学校はほぼ網羅している⁵⁶⁾。中島校長の尋常中学校視察目的は、本校との連絡を緊密にするためであった。この視察について、後任の折田彦市校長は「前校長親しく区内の各尋常中学校を巡視し、当校と連絡を通ずる為、種々計画致置候事も有之」とした上で、「既に区内の府県も試験問題相廻し」生徒募集をしたと述べて

いる⁵⁷⁾。この史料は、折田が第一高等中学校宛に生徒募集の方法に対する異議を唱えつつ、区域内を意識した活動を強調している記述であるが、実際三月に臨時試業問題を尋常中学校に頒布して、これを定期的に行うとしたことは注目し値する。これは尋常中学校側が高等中学校のレベルを知るためのよい材料

になったのであろう。さて、当時地方尋常中学校はどのような状況であったのだろうか。久保春景文部視学官は、ほぼ同時期の一八八七年四月二〇日から七月三日まで巡視した学事視察に対する復命書を文部大臣に提出（一〇月二十九日）している。これによると、大阪府中学校は「郡山中学校と云ひ、吉野中学校と云ひ、両つながら府立なれども、其実価を評するときは、高等小学校に弟たるも決して兄たること能はざる」という低いものであった。そして、滋賀県中学校は「町村立彦根中学校を県立となせり、其実況は町村立のときと異なることなきも、英国人某を聘して教師とし且つ費用を増加したれば漸次改良」すると予想しているなど、改善最中であることを伝えている⁵⁸⁾。尋常中学校の方も草創期で変動が大きい時期であったのである。

【表6】 折田彦市校長の尋常中学校視察

(各年度『第三高等学校年報』より作成)

日程	場所	目的など
1888年4月23日～4月28日	三重県尋常中学校	開校式臨席
1889年3月16日～3月25日	広島県尋常中学校	視察
10月7日～10月13日	徳島県尋常中学校	
1890年10月24日～11月10日	鳥取、島根県尋常中学校	医学部視察の際
1891年10月16日～11月5日	兵庫、和歌山尋常中学校	
1892年3月20日～3月30日	愛媛県尋常中学校	

折田彦市が校長になってからの尋常中学校への視察記録を見ると【表6】の通りである。学校長の実地状況を把握するための尋常中学校への視察が続いていたことがわかる。しかし、尋常中学校視察という観点から学校長が主役だったのだろうか。結論を先にいうと、次項で明らかのように区域内尋常中学校視察は松井教頭を中心に行われていた。

(二) 教頭による尋常中学校視察

松井直吉は一八八七年四月二日に第三高等中学校教諭、教頭を兼任することを命じられた後、赴任して間もない五月一日、学校長折田彦市・幹事平山太郎とともに学校移転問題で京都府に出張した。この一件以外に、松井直吉教頭の出張は、【表7】で明らかのように教頭会議参加のための上京を除くと、専ら区域内尋常中学校視察に限られていた。

松井が帝国大学教授になって第三高等中学校を離れる一八八〇年六月まで、第三高等中学校設置区域内の尋常中学校を重複することもなく視察している。先述したように、教頭会議が夏期休業中の七月に行われていた一方で、尋常中学校への視察は高等中学校の休業中^⑤には行われず、時期は一定ではない。興味深いのは、この視察が尋常中学校側からの要請でもあったことである。

一八八九年四月一六日から二〇日まで第三区域内各尋常中学

校長会議が初めて開かれ、議決事項が学校長代理第三高等中学校教諭松井によって文部大臣榎本武揚に報告される。その報告内容は次の通りである。

第一項 当校ヨリ区域内各尋常中学校ニ対シ一定ノ標準ヲ示シ而シテ其標準ニ称ヒタル学校ノ卒業生徒ハ試験ヲ須キス当校本科ニ入学セシムルコト但第一外国語ヲ欠ケル場合ニ於テハ予科第一級ニ編入スルコト

第二項 区域内尋常中学校現時ノ卒業生徒ハ本年ニ限り該尋常中学校長ノ保証アル者ハ試験ヲ須キス当校予科第一級ニ編入シ其保証ナキ者ハ同第三級ニ編入スルコト尤モ尚高級ニ志願スル者ハ試験ノ上之ヲ許スコト

第三項 区域内各地ニ在リテ当校ニ入学志願スル者ノ為メニ当校ヨリ問題ヲ送付シ該地方庁ニ試験ヲ委託スルコト

第四項 明年ニ於テモ区域内各尋常中学校長ヲ当校ニ会同スルコト及其帰路成ルヘク同校医学部ヘ立寄り參觀スルコト

第五項 毎年一回当校ヨリ区域内各尋常中学校ヲ巡視スルコト

第六項 当校ノ教科用書ニ變動アル毎ニ必区域内各尋常中学校ヘ通知スルコト及各尋常中学校ノ試験問題ヲ当校ヘ送付スルコト
此他会同諸員ヨリ三件ノ請求アリタレドモ決定ニ至ラザリシヲ以テ之ヲ略ス^⑥

第一、三、六項のように試験に関する部分の他に、尋常中学校長の会同と高等中学校による尋常中学校への視察によって連携を図ろうとした姿勢が明記されている。なお、具体的に聯絡を計る方法として毎年一回第三高等中学校から区域内各尋常中学校へ巡視（第五項）することも議決されている。尋常中学校長のこのような要請がある以前から巡視はあったものの、毎年一回と確認していることの意味は大きい。第三高等中学校関

【表7】松井直吉教頭の出張記録

（各年度『第三高等中学校年報』ほか⁽⁹¹⁾）

1887年6月19日～28日	京都府尋常中学校視察
1888年2月7日～22日	三重、滋賀、岐阜県尋常中学校視察
5月21日～25日	和歌山県尋常中学校視察（授業視察）
6月2日～9日	高知県尋常中学校視察
7月11日～8月6日	教務上諮詢のために上京
1889年3月6日～20日	兵庫、岡山、鳥取、島根県尋常中学校視察
7月15日～8月5日	教頭会議のために上京
12月2日～14日	広島、愛媛県尋常中学校出張
1890年3月17日～21日	徳島県尋常中学校出張

係者、特に先述したように教頭の設置区域内尋常中学校への出張は頻繁に見られる。

京都府尋常中学校校長徳永備之から京都府知事北垣國道宛に出された復命書には同じ内容の説明も添付され、さらに詳しく述べられている。これによると、尋常中学校長会議は、課業參觀聯絡協議、諸尋常中学校実況互談という二つの目的をもつて開かれる⁽⁹²⁾。また、区域内尋常中学校長会の開催は、文部省が高等中学校校長を召集する手続きと似て、第三高等中学校側が各府県知事にまず次のような照会を行っている。「当第三高等中学校ト当区域内尋常中学校ト学事上聯絡ヲ通セン為」という目的を出したのち、具体的な開始月日を提示した上で「各中学校長当校ニ会同、学事ニ関スル事項等協議致度候ニ付、凡三四日間滞在之見込ヲ以⁽⁹³⁾」⁽⁹⁴⁾とて、その県尋常中学校長を何日間で当校に到着するように要請しているような形式をとっている。四月に定期的に開かれた区域内尋常中学校校長会は、第三高等中学校校内で開かれ、「学事ニ関スル事項等協議候ニ付、各員受持時間外ハ可成繰合セ同会へ出席有之度」と高等中学校教員にも参加することが命じられていた⁽⁹⁵⁾。すなわち、高等中学校と尋常中学校との聯絡を維持するための仕組みが設置されていたといえる。

この仕組みの中で、尋常中学校への学校視察は、教頭が学校長よりも頻繁に行っていた。一八八八年の間、学校長は三重県

尋常中学校の開校式に臨席しただけであるが、教頭松井は二月には三重、滋賀、岐阜三県の尋常中学校、五月には和歌山県尋常中学校、六月には高知県尋常中学校を視察していることからわかる。

高等学校教員が尋常中学校への視察した資料は、尋常中学校側の学校資料、新聞類などでは、今のところみつからない。しかし、尋常中学校と高等学校との間の接続関係は、尋常中学校へ過去の試験問題送付（一八八七年から）、区内尋常中学校長会議の定期開催（一八八九年から）以外にも教頭や教授による尋常中学校への巡視、尋常中学校教員の視察などが行われていたことを確認しておきたい。また、学校長折田彦市が、文部省参事官を兼任して多忙で京都から離れがたったため、実質的な校務は教頭である松井に任されていたことも看過することはできない。

それでは、学校長・教頭以外の出張はどのような状況であったのだろうか。

(三) 教授の学校視察

教授の出張が頻繁にみられるようになるのは、教頭の不在、

教頭職の廃止後である。尋常中学校視察への出張者を期間、出張先、出張者（その担当科目）に分けて記録を整理すると【表8】のとおりである。

【表8】 教授（教諭）の尋常中学校視察

（各年度『第三高等学校年報』より）

出張期間	出張先	出張者（担当科目）
1890年3月16日～3月21日	滋賀、岐阜両県尋常中学校	中久木信順（数学、測量、図画）
1891年3月10日～3月17日	奈良、三重県下尋常中学校	高須碌郎（理学士、英語）
10月16日～10月30日	徳島、高知県下尋常中学校	高橋敏太郎（理学士、化学、物理、英語）
1892年2月3日～2月15日	岡山、広島県尋常中学校	前川亀次郎（文学士、理財、歴史、地理、国際法）
2月29日～3月11日	大阪府、奈良、滋賀県尋常中学校	松井元次郎（理学士、化学、地理、英語、地質、鉱物）
3月6日～3月19日	鳥取、島根県尋常中学校	深井弘（歴史、倫理）
11月13日～11月19日	大阪府、和歌山県尋常中学校	田村初太郎（マストルオフルーツ、ラテン語、英語）
1893年2月1日～2月11日	徳島、高知県下尋常中学校	服部宇之吉（文学士、英語、歴史、哲学）
2月19日～3月1日	岡山、広島県下尋常中学校	水野敏之丞（理学士、物理、天文）
3月7日～3月11日	滋賀、岐阜県尋常中学校	河合十太郎（理学士、力学、数学）

松井直吉が新設された帝国大学農科大学長へ転任（一八九〇年六月）することで、空席だった教頭職は一八九〇年一〇月に

はついに廃止になつた³⁵⁾。しかし、尋常中学校への視察は教授に担われ、その後も続いたのである。教授が回りながら出張していたことから、教頭一人が専担した時とその内容は違ふ可能性もあり、視察の性格については更なる資料発掘が必要であるが、ここで指摘できるのは区域内尋常中学校への視察を続け、区域管理・維持という観点からすると教授の出張で維持していたということである。

教授の出張先を調べてみると、区域内尋常中学校のほかに、他の高等中学校への視察も含まれている。一八八九年二月二三日から二八日まで教諭田村初太郎が、第一高等中学校に出張したのがその一例である。学事上取調という名目での視察であったが、その具体的な内容は、三月四日に提出した復命書³⁶⁾によつて確認することができる。

文部省ノ命ヲ奉シ、第一高等中学校へ出張センカタメ、二月十三日大阪ヲ発シ、十四日夜東京ニ着ス。翌十五日ヨリ第一高等中学校へ出頭シ、教場及授業方等ヲ点視ス。

物理教場ハ四室アリ、一ハ器械室、一ハ実験室、一ハ講義室、一ハ暗室ナリ。又他室ニ於テモ時々物理科ヲ授ク、暗室ハ之ヲ三部二区分シ専ラ生徒実験ノ用ニ供ス。斯ノ如ク四室余ノ教場ヲ以テ物理科ニ充ツルト雖モ、猶其ノ不足ヲ感スト。況ヤ現在我カ第三高等中学校ノ該科教場ハ甚狭隘ニシテ不便少ナカラス、他日西京ニ移転スル

ニ於テハ、其ノ教場ノ敷及面積ノ不足ナカランコトヲ切望ス。授業ニ要スル器械ハ、多クハ該校ニ備ハルカ故ニ実地之ヲ使用シテ学理ヲ教フルコトヲ得、是レ最モ羨ムヘキ所ナリ。倫理科ハ時間ノ差支アリテ、初太郎自ら其ノ授業ヲ視ルコトヲ得サリシカ、親シク其ノ主任教員ニ就テ其法方ヲ尋ネタルニ、専ラ儒教ニ基ツキ各科各級ニ通シテ論語ヲ用ヒ、先ツ章句ノ義ヲ解説シ、次ニ実例ヲ挙テ教旨ヲ学ハシムト、然リト雖モ倫理ノ学タル各学校各教師ニ於テ其ノ授業方ノ不完全ナルコトヲ感セサル者ナシ。第一高等中学校ニ於テモ亦同感ヲ抱クカ如シ、蓋シ倫理科ハ人倫ノ大道ヲ知ラシムル一種ノ智育学ニシテ德育学ニアラス、故ニ単ニ之ヲ教テ以テ生徒ノ良心ヲ養成シ其品行ヲ方正ナラシメントスルハ、樹ニ緑テ魚ヲ求ムルノ徒勞ヲ免カレサルナリ。泰西ノ博士曰ク手ヲ用ヒテ、足ヲ發育スルコト能ハス、目ヲ用ヒテ耳ヲ鋭敏ナラシムルコト能ハス、智ヲ磨シテ良心ヲ敏捷ナラシムルコト能ハスト、此レ最モ感服スヘキ言ナリ。良心ノ育成ハ良心ヲ教育スルニアリ、倫理ヲ知ラシムルニアラス。故ニ德育ヲ興サンニハ、独倫理学ニ依ラスシテ他ノ法方ヲ求ムルノ必要ヲ感スルナリ。

英語科ハ音読解釈両カラ進歩シ各生徒能ク其級ノ課業ニ堪ヘ益々進歩スルノ状ヲ表ハセリ

優弁学ニ至ラハ第一高等中学校ハ他校ニ異フス從來之ヲ放棄シテ其進歩ヲ顧ミサルノ風アリト、抑漢古ハ文明社会ノ武器ニシテ彈丸硝薬ニ代リ会場ニ於テ勝敗ヲ決シ人心ヲ服從セシムルノ器具ナレバ我

国ニ於テモ教育上欠ク可カラサル一学科ナリ然ルニ今日迄其進歩ノ著シカラサルハ最モ遺憾トスル所ナリ能弁ハ一種ノ芸術ナルカ故ニ習字図画ノ如ク幼年ノ時ニ於テ之ヲ学ハシムルハ甚必要ナリ長スルノ後之ヲ学ハント欲シ数々演壇ニ登ト雖モ其目的ヲ達スルコト能ハサレハナリ東京高等女学校ニ於テハ茲ニ見ル所アリ目下一会ヲ設ケ女子ヲシテ衆人ノ前ニ立テ誦講講演等ヲナサシム女生徒ヲシテ猶然リ況ンヤ男生徒ヲヤ我第三高等中学校ニ於テ他校ニ先鞭シテ自今優弁学ヲ授ツクルノ方ヲ設クルコト冀望ニ堪ヘサルナリ

出京ノ序ヲ以テ第三高等中学校ノタメ左ノ器械及書籍ヲ注文ス(委細ハ積書ニ記ス) (中略)

一日上野教育博覧館ニ赴キ、曾テ第二高等中学校ヨリ注文シタル教場用机及自習室用机ヲ一覽セリ (中略)

又帝國大学、高等師範学校、高等商業学校、高等女学校、職工学校ヲ一覽セリ

全月廿七日東京ヲ発シ翌廿八日大阪ニ着ス

右復命仕候也

明治廿二年二月二日

教諭田村初太郎印

第三高等中学校長折田彦市殿

二月一三日に大阪をたち、一四日の夜に東京に到着した田村は、一五日第一高等中学校に行き、教場や授業を視察する。田村は物理、英語、倫理、優弁学についてそれぞれ詳しく自分の

感想と批判などを述べているが、この時、田村は英語、物理、哲学、倫理を受け持っていたことから担当教科に重点をおいた視察だったことがわかる。そして、第一高等中学校以外にも、帝国大学、高等師範学校、高等商業学校、高等女学校、職工学校を一覧するなど他の文部省直轄学校への視察も兼ねていた。

以上、区域内尋常中学校への視察という点からすると、その主役は学校長よりも教頭から教授へと推移している。

また、同レベルへの視察は学校長や医学部長によつて行われた事例もあるが、少なくとも第三高等中学校教員からの視察は少なく、年報によると先述した田村の第一高等中学校視察のみ確認することができる。これは何を意味するのだろうか。教員の履歴、視察内容に関する資料発掘と分析を待たざるをえないが、第三高等中学校の同レベルの学校との連絡・協議・調整は校長会、教頭会議などの会議に重みがおかれ、区域内学校との連絡などは出張などの人的交流が盛んに行われた可能性もあるといえる。

おわりに

本稿は、尋常中学校側、地方行政側の史料、教員の復命書などの史料に限界があるなかで、主に高等中学校側の断片的な史

料を分析し、第三高等中学校教員の出張先、出張者の推移を考察したものである。教員は上京して高等中学校の学校基盤づくりに参画し、区域内の地域学校、特に尋常中学校を継続的に視察することで下級学校との聯絡をはかつていたことが確認できた。

一八八九年一月二八日森文部大臣は、直轄学校長に対する演説^①のなかで、直轄学校制度の如何が地方学校に影響を与えることを強調し、その点で学校長の覚醒を促がしたように、一八八〇年代後半文部省は直轄学校の地方学校への影響を重要視かつ意識していた。高等中学校創設は文部省において学校間の連繫方法と調整という点であらたな課題をあたえ、文部省は学校長会議、教頭会議、医学部長会議、会計主任会議など定期的な会議を行って各学校担当者の意見を収斂しながら、学校体制の基礎作りをはかつていた。このなかで、学校長と教頭は当時の学校の性格を左右する強力な存在であったことはいうまでもない。

実際、その陣容をみると、更迭学校長も含めて、多くの学校長が文部本省の書記官、参事官、視学官を経験し、教育行政に直接関与した人物が学校長へと赴任している。また、初代高等中学校教頭に名を連ねるのは、村岡範為、難波正、松井直吉、飯盛挺造、高須碌郎、谷田部梅吉、松田正久である。政治家として有名な松田を除いた六人全員が明治初期に欧米留学を経験

(村岡、難波、松井、飯盛)するか、国内の高等教育をうけた(高須、谷田部)理学士で、専門的な知識においては学校長よりも勝れた人物が配置された^②。三〇歳代の理系の人物が学校の首脳部になったことは、文部省の当時の高等中学校づくりに理系中心、あるいは洋学受容への積極性を窺うことができるものの、人事につながる史料は管見では見あたらない。教員と教育行政家が未分化されているときであるからこそ、この人的な異動、交流などを考察することによって高等中学校だけでなく、明治期教育政策過程、実施、修正過程を動態的にみることができるといえる。この問題は次の課題にしたい。

注

① 田中智子「第三高等中学校設置問題再考―府県と官立学校―」『京都大学文学書館研究紀要』(第三号、二〇〇五年三月発行)など。

② 四方一彌「『中学校教則大綱』学科課程の成立に関する一考察―官立大阪中学校の発足とのかかわりからみた―」『教育学論叢』(国士館大学教育学会、第三号、一九八五年二月)。西山伸「第三高等中学校における「無試験入学制度」『地方教育史研究』(全国地方教育史学会紀要第三三号、二〇〇二年)。巖平「尋常中学校から高等中学校への

③ 入学問題と『設置区域』—第三高等中学校への無試験入学の実態分析を手がかりに— 『日本教育史研究』(日本教育史研究会、二三号、二〇〇四年八月)、同『三高の見果てぬ夢—中等・高等教育成立過程と折田彦市—』(思文閣出版、二〇〇八年)。

④ 算田知義『旧制高等学校教育の成立』(一九七五年、ミネルヴァ書房)、前掲巖平著作。

⑤ 『第三高等中学校は、一八八九年八月大阪から京都への移転を終了しているが、第三高等中学校の設置場所が京都に定まったことや京都の中でも吉田の地に定まるまでの学校、文部省、地方側の動きは前掲の田中智子の研究によって詳細にされている。同じく医学部が一八八八年四月岡山に開設されたこと、一八八八年三月に修学旅行が初めて行われるようになるがそのための予備調査などが行われていた。

『第三高等中学校分校改称第十七回年報 起明治十九年一月止同年十二月』(三高一一一七)、『第三高等中学校第十八回年報 起明治二十年一月止同年十二月』(三高一一三〇四)、『第三高等中学校第十九回年報 明治廿一年一月起同年十二月止』(三高一一四一九)、『第三高等中学校第二十回年報 明治二十二年一月起同年十二月止』(三高一一六〇二)、『第三高等中学校第二十一回年報 明治二十三年一月起同年十二月止』(三高一一七〇二)、『第三高等中学校第二十二回年報 明治二十四年一月起同年十二月止』(三高一一八三三)、『第三

高等中学校第二十三回年報 明治二十五年一月起同年十二月止』(三高一一九六五)、『第三高等中学校第二十四回年報 明治二十六年一月起同年十二月止』(三高一一二〇三八)、『第三高等中学校第二十五回年報 自明治廿七年一月一日至同年十二月三十一日』(三高一一二七六)より作成。以下、各年度『第三高等中学校年報』の典拠は同様。また、『三高』とは京都大学文学書館所蔵の『第三高等学校関係資料』である。

⑥ 上款は総理の意見を具して、文部卿允許を経た後に施行するもので、下款は総理が専行できる権限である。『明治十二年五月本省特別達書類』(三高一一二七五)。

⑦ 『定期上京ノ際会計主任随員ノ儀会計局長ヨリ照会』『明治十九年至二十一年訓諭牒類』(三高一一一〇〇)。
 ⑧ 一八八五年一月一八日から一八八七年八月一日まで欧州出張。

⑨ 『各高等中学校長医学部ノ事付学校長東京台集ノ件』明治十九年至二十一年訓諭牒類 (三高一一二〇〇)。
 ⑩ 『三宅医学学校取調委員ノ演説 明治廿年十二月十六日文部省中高等中学校長集会ノ席ニ於テ』『明治廿一年 専門事務局往復書類』(三高一一四二二)。

⑪ 『各高等中学校長ヨリ本科分科別科医学部等ノ諸件ニ付上申』『明治自十九年至二十一年訓諭牒類』(三高一一一〇〇)。
 ⑫ 『校長会議』『読売新聞』(一八八八年五月三日付)。

(13) 「文部省において高等中学校長・高等中学医学部長に対する演説(明治二十一年五月二十六日)」（大久保利謙監修、上沼二郎・犬塚孝明共編『新修 森有禮全集第二卷』文泉堂書店一九九七年）。

(14) 一八八八年六月五日「高等中学校長会議決議」（五高記念館所蔵、『自明治廿一年至同廿九年 高等中学校長会議決議』）。

(15) 「中学校長会議の結了」『読売新聞』（一八八九年六月一日付）。「高等中学校改正の会議」『読売新聞』（一八八九年六月六日付）。「文部省の会議」『読売新聞』（一八八九年六月一日付）。「官庁会議」『読売新聞』（一八八九年六月二日付）。「井上文相高等中学校長を饗す」『読売新聞』（一八八九年六月二日付）。「高等中学校長会議」『読売新聞』（一八八九年四月二日付）など。一八九〇年三月二三日文部省専門学務局から第三高等中学校への回答「各高等中学校長会議決議録二係ル回答」『明治廿三年 専門学務局往復書類』（三高一―一七一九）。「この他の中学校長会議記録には、一八八九年五月（五高記念館所蔵、『自明治廿一年至同廿九年 高等中学校長会議決議』）がある。

(16) 「当校規則改正之儀客月十五日付第一四一三号ヲ以テ伺出候処右改正ニ関スル事項ハ明年之校長會議ニ於テ可成一定改候」一八九二年一〇月二〇日「規則改正案」『明治廿六年文部省指令』（三高一―一九九八）。

(17) 一八八八年五月三〇日「高等中学校長会議決議」のなかに収録（前掲『自明治廿一年至同廿九年 高等中学校長会議決議』）。

(18) 一八八八年六月五日「高等中学校長会議決議」（前掲『自明治廿一年至同廿九年 高等中学校長会議決議』）。

(19) 「第三高等中学校事務規則」『校定法規』（三高一―三九）。

(20) 農芸化学者として知られている松井は、一八五七年に岐阜で生まれ、貢進生として一八七一年大学南校に入学、一八七五年七月アメリカに留学、一八七八年七月コロンビア大学鉱山学科を卒業する。帰国後の一八八〇年一〇月東京大学理学部講師になり、翌年九月には教授になった。一〇月から一八八四年八月まで予備門にも兼勤していた。そして、一八八七年四月に第三高等中学校教頭になり、一八八八年六月に理学博士、一八九〇年六月には帝国大学農科大学教授になって、その後一〇年間農科大学長も兼任する（『東京大学史史料目録八 歴代総長年譜第一部』東京大学百年史編集室、昭和五六年）。さらに、文部省実業教育局長や高等学務局長を兼任し、そして専門学務局長（一九〇二年三月―一九〇五年一月）になって東京帝大農科大学教授を兼任、一時期には東京帝国大学総長（一九〇五年一月―二月）も兼任するなど、その経歴から学者、教育者、学校管理職とともに教育行政に関与した面も窺える。

- (21) 「各高等中学校校務上諮詢協議ノ為メ教頭若クハ首任教諭出京ノ件」『明治自十九年至二十一年訓諭牒類』(三高一一一〇〇)。
- (22) 「各高等中学校教頭會議ヨリ上申ノ件」『明治自十九年至二十一年訓諭牒類』(三高一一一〇〇)。
- (23) 一八八八年六月五日「高等中学校長會議決議」(五高記念館所蔵、『自明治廿一年至同廿九年 高等中学校長會議決議』)。
- (24) 当時の学校があつた大阪から東京への沿道諸県下の学校が対象になっている。一八八六年一月高等中学校設置区域の区分によれば、区域外の愛知・静岡も含まれており、視察校は小学校、中学校、師範学校などと幅広く想定されていた。折田校長は、大坂中学校が模範学校であるために、地方教育の実情を知り、その関係を緊密にすることが大事であることを強調して視察を行っていた(神陵史資料研究会編『史料神陵史—舎密局から三高まで』一九九四年、四七一〜四七二頁)。
- (25) 『明治二十年文部省同並届類原稿』(三高一一一三三三)。
- (26) 『明治二十一年四月調区域内外各尋常中学校一覽』『明治廿一年参考起草書類』(三高一一一四〇七)。

校名	教員数	学生数	設立年月
京都府尋常中学校	一一二	二八八	一八八八年四月一日
大阪府尋常中学校	一四	二五八	一八八三年七月

- 兵庫縣尋常中学校 一一 一九一 一八八七年四月一日
- 郡山尋常中学校 一三 一七四 一八七六年八月二日
- 吉野尋常中学校 六 七四 一八八七年四月二日
- 三重縣尋常中学校 一七 二八四 一八八〇年一月二五日
- 滋賀縣尋常中学校 一三 一六六 一八八七年四月一日
- 岐阜縣尋常中学校 一五 二二三 一八七四年九月
- 鳥取縣尋常中学校 一二 六八 一八八六年八月一日
- 島根縣尋常中学校 九 一五 一八七六年三月
- 岡山縣尋常中学校 一二 二二九 一八七四年六月六日
- 広島尋常中学校 一一 一七八 一八七七年一月
- 尋常中学校福山誠之館 一〇 一三五 一八七九年七月
- 和歌山縣尋常中学校 一六 二六九 一八七九年三月一日
- 徳島尋常中学校 一四(兼任三) 一六二 一八七八年二月
- 高知縣尋常中学校 三〇 男六四人 女一一七
- (27) 一八八七年五月二四日送達「生徒募集之儀」付第一高等中学校御照会按『明治二十年学校館所往復書類』(三高一一二九四)。
- (28) 「久保視学官の第四回復命書」『大日本教育會雜誌』七一号〜七三号、一八八八年一月一日、二月一日、三月一日。
- (29) 第三高等中学校「本校規則」(一八八七年四月一日現在)によると、「学年は九月一日に始まって翌年九月一〇日に終わる(前学期は九月一日〜二月二五日。後学期は二

月一六日(九月二〇日)」「(二条)、「休業日は、日曜日、秋季皇霊祭(秋分)、神嘗祭(二〇月一七日)、天長節(二月三日)、新嘗祭(二月三日)、冬期休業(二月二五日)~一月七日)、孝明天皇際祭(二月三〇日)、紀元節(二月二一日)、春季皇霊祭(春分)、神武天皇祭(四月三日)、夏期休業(七月二一日)~九月二〇日)」「(三条)である。

(50) 「区内尋常中学校長会議決条件届」『明治二十二年文部省上申開申届類原稿第貳号』(三高一一一五六七)。

(31) 『文部省伺並届類原稿』(三高一一二二二)、『明治二十二年文部省上申開申届類原稿第貳号』(三高一一一五六七)、『回達揭示書類 明治二十三年』(三高一一一六六七)、『請書綴込 明治二十三年』(三高一一一七〇七)。

(52) 「二条 聯絡協議は第三高等中学校と其区内諸尋常中学校との聯絡を議せるものにして、実に今回出張の眼目たり、而して其決議の条件は、既に第三高等中学校長より申報せる所たりと雖とも」云々(『徳重文書』京都府立総合資料館の複製資料を利用)。

(33) 『明治廿五年四月 区内尋常中学校長会議一件』(高三一—一九五八)。

(34) 前同。

(35) 一八八〇年九月二五日芳川顕正文部大臣は山県有朋総理大臣に文部省直轄諸学校官制並東京図書館官制を改正するための請議案を提出。その中に「各学校教頭ヲ廢シタルコ

ト」という項目が含まれている。その内容は、「学校長ハ学校ヲ統管スルモノニシテ従来教頭ノ掌理シタル教務モ亦自ラ之ヲ処理スルヲ以テ適當ト認メ特ニ教頭ノ官ヲ置クノ必要ナキノミナラス学校長及教頭ノ職務ハ離ルヘカラサルモノニシテ両官ヲ置クトキハ却テ繁雜ヲ来シ校務ノ洪滞ヲ免レサルヲ以テ之ヲ廢シタリ」と述べられている(『文部省直轄諸学校官制並東京図書館官制中ヲ改正ス』『公文類聚』一四編卷之五六学政門二)。

(36) 「田村教諭第一高等中学企張の復命書」明治二十二年文部省上申開申届類原稿第貳号(三高一一一五六七)。

(37) 前掲『新修 森有禮全集第一卷』、五四二頁。

(38) 唐澤富太郎『貢進生―幕末維新期のエリートたち』唐澤富太郎著作集第四卷(一九九〇年、ぎょうせい)、『文部省職員録』、「任免裁可書」(公文書館所蔵、内閣総理府昭和四十六年移管公文書)より。